

下水道排水設備工事責任技術者制度実施要領

第2章 責任技術者の試験

(試験の受験資格)

第2条 実施要綱第9条第1項中の満年齢及び同条第2項第2号の経過年数は、試験実施日を基準として算定するものとする。

2 実施要綱第9条第1項第1号中の「これに相当する課程」とは、次の各号に掲げる課程とする。

- (1) 土木科，農業土木科，農業工学科，森林土木科及び造園土木科
- (2) 建築科，建築工学科及び設備工学科
- (3) 衛生工学科，機械科及び機械工学科
- (4) その他第1号から第3号までに相当するものとして県協会長が認める課程

3 実施要綱第9条第1項第2号，第3号，第5号及び第6号中の「1年以上」及び「2年以上」の実務経験年数は、試験の受験申込日を基準として算定するものとする。